

1月から家計が多少変わります

1月から家計が少し変わりそうです。年少扶養控除と特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されるほか、家電エコポイントは縮小、住宅エコポイントは拡大されるのです。

年少扶養控除と特定扶養控除の上乗せ部分廃止

昨年から「こども手当」のほか、公立高校の授業料無償化、私立高校の就学支援金制度が行われています。平成23年1月から変わるのは、こども手当の代わりに「年少扶養控除(38万円)」が廃止され、高校無償化により16歳から18歳までの「特定扶養控除の上乗せ部分(25万円)」が廃止になり、所得税が増税になります。

仮に年少扶養控除1人分38万円がなくなると、税率5%の人で1万9000円、税率10%なら3万8000円、20%なら7万6000円の増税になります。また特定扶養控除1人分25万円については、税率5%の人で1万2500円、税率10%なら2万5000円、20%なら5万円の増税です。年少扶養控除は1月分の給料から計算されます。

家電エコポイントは縮小

家電エコポイントは、省エネ家電を買うと商品券などに交換可能なポイントがもらえる制度で、対象はエアコン、冷蔵庫、薄型テレビです。平成23年1月からは、「統一省エネラベル」で「四つ星」以上だったのが、より省エネ性能の高い「五つ星」の商品に限定されます。さらに、使用済み製品をリサイクルで引き取ってもらった場合のみとなります。

住宅エコポイントは1月から拡大

住宅エコポイントは、エコ住宅の新築またはエコリフォームを行うことで、商品や追加の工事費

用に交換できる制度です。1月から、太陽熱利用システム(ソーラーシステム)を設置した場合にもポイントの発行対象となります。エコリフォームでは、以前からあったバリアフリー工事に加えて、太陽熱利用システム、節水型便器、高断熱浴槽もポイント発行の対象になります。以上、事前によく調べてください。

1月からこう変わりますよ!

★年少扶養控除の廃止

子ども手当の支給に伴い、所得税で15歳以下の親族を扶養する年少扶養控除を廃止

★特定扶養控除の上乗せ部分を廃止

高校授業料の無償化を受け、16~18歳の親族を扶養する特定扶養控除の上乗せ部分を廃止

★家電エコポイントの対象が縮小

省エネラベル「5つ星以上」に限定。家電リサイクル制度での古い商品の引き取りも条件に

★住宅エコポイントの対象が拡大

省エネ住宅の新築やリフォーム時にポイントを付与。その際にソーラーシステムや節水型トイレ、高断熱浴槽も新たに対象に加わる



サーティファイド
ファイナンシャル
プランナー 高橋 昌子

暮らしのマネープラン
相談センター 所長

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■トータルマネープラン 4回/3万円

(住宅ローン、保険、年金などの総合的アドバイス)

■マイホーム資金計画・住宅ローン 4回/3万円

(無理のない予算、購入時期、最適のローン等アドバイス)

■住宅ローンの見直し 2回/1万円

(見直し・借り換えの効果、借り換えローン等アドバイス)

■生命保険の見直し 2回/5000円

(保障内容の分析、加入・見直し、商品選択等アドバイス)

■年金・老後資金プラン(退職準備) 4回/3万円

(個人年金、役立つ金融商品、退職後の各種手続き等アドバイス)

■相続に関する相談 5回/5万円

(遺産整理、相続対策、遺言書、相続手続き等のアドバイス)

※予約が必要です。

※回数は目安です。

